

遺言書／
家族信託

相続税申告

不動産売却

権利関係

所有不動産
の活用

相続手続き

相続が
発生した方へ

相続税申告には
期限があります！

簡易シュミレーション
も実施！

2月 国分寺 相続と不動産無料相談会

国分寺エリアに在住、会場のお近くにお住まいの方、どうぞお気軽にお越しくださいませ。

開催日: **2月24日 (土) 10:00~17:00**

専門家が相続や不動産のご相談を個別にお受けします！
※国分寺市民以外の方も参加可能です。

10:00~17:00 **【最終受付16:00】**

調布市教育会館

〒182-0026 東京都調布市小島町2-36-1

10時~12時 202会議室 13時~17時 203会議室

※午前と午後で会場が異なりますのでご注意ください



※上記日程のご都合が合わない場合もご相談ください。



司法書士
武田 一樹



税理士
太田 勇輝



公認会計士・税理士
菅野 秀樹



宅地建物取引士
中村 希 (東大卒)



宅地建物取引士
中村 悠樹

専門家が集結
いたしますので
効率よく
ご相談
いただけます！

相続・不動産に強い私たちが
完全無料でご相談をお受けします。
安心してお越しくださいませ。

所有不動産の
相続税申告を
見据えた活用も
ご提案
いたします！

相続税、将来いくらかかるの？

不動産売却とその税金のことがわからない

家族信託や成年後見制度って何？

相続税の節税対策を教えてください

遺言書ってどうやって作ったらいいの？

相続手続（登記・相続税申告）をお願いしたい

相続不動産の適正な査定をしてほしい

所有不動産はどうやって活用したらいいの？



こんな **お困りごと** はございませんか？

相談員

- 司法書士／今 健一 (東京司法書士会)
- 公認会計士／益本正藏 (税理士法人総和 代表)
- FP・相続コーディネーター／堀江 昇太
- 宅地建物取引士／中村 悠樹・中村 希

お問い合わせ・ご予約

【受付時間】 9:00~18:00

フリー
ダイヤル

0120-351-431

シニアライフ相談サロン国分寺

**事前
予約制**

※事前に予約された方を優先いたしますが、当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。

どのような不安や疑問がございますか？

遺言書／家族信託

- 有効な遺言書を作成したい
- 作成の際のアドバイスをもらいたい

相続税申告

- 相続税の見積もりを算出したい
- 土地評価に熟知している税理士に相談したい

不動産売却

- 他社の査定が高いのか、低いのかを知りたい
- 売却時の税金が安くなる方法を知りたい

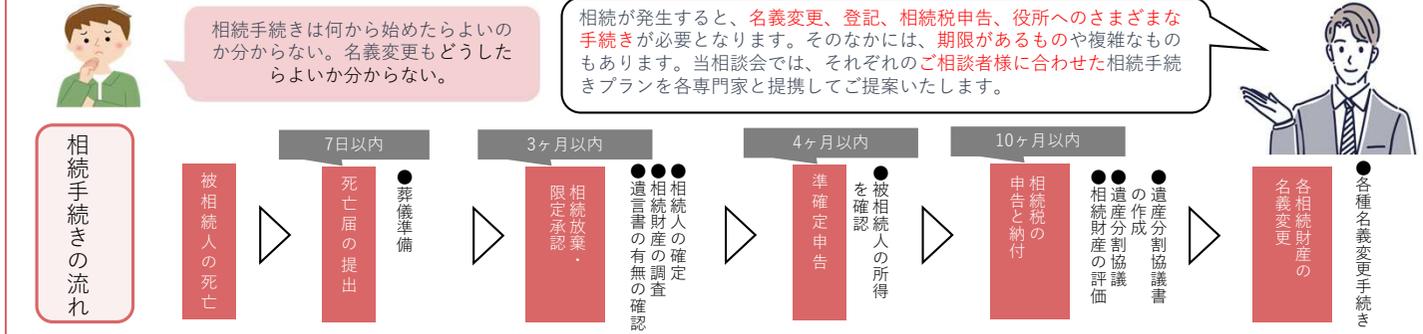
所有不動産の活用

- 所有している不動産を売却すべき？
- 相続した土地の有効活用を提案してほしい
- 争続になる前に不動産の権利関係を相談したい
- 複数人で相続し共有になっている土地を活用したい

相続手続き

- 相続開始後、最初に何をしたら良いか知りたい
- いつまでに手続きする必要がある？

相続手続き



遺言書／家族信託

有効な遺言書を作りたい。認知症への対策もしたい。最近よく聞く家族信託って何？

ご自身で作成する遺言書には注意が必要です。ご自身が亡くなられた後、ご遺族の方々が困らない手続きや書き方について、ご相談ください。また、家族信託についても専門家がご相談をお伺いいたしますので、遠慮なくご来場ください。

相続税申告

土地評価に熟知している信頼できる税理士に相続税の相談をしたい。

相続税の申告は、「経験」によって節税額に大きな差がでます。相続税申告実績が豊富な税理士がおりますので、「相続税発生ポイント」や「節税方法」をご案内いたします。相続税の申告額を抑えたいお客様に最適な申告サポートをいたしますのでご安心ください。

不動産売却

不要になった不動産は売却すべき？

不要になった不動産を放置しておく、売却時の税制優遇措置が受けられないケースがありますので、早めに対処することが重要です。また、売却したいと思っても、相続による遺産分割協議の未解決や、権利関係の調整が必要など、すぐに売却できない場合があります。事前に適切な準備を行い、売却に必要なサポートをいたします。

所有不動産の活用

相続した不動産を有効活用する方法を教えてください。

現在所有している不動産や相続予定の不動産について、今後どうされるかお決まりですか？「最適な活用方法は何か？」「処分すべきかどうか？」など、当相談会では、税務や不動産市場など様々な視点からご提案できます。お気軽にご相談ください。

権利関係

相続財産に不動産が含まれています。不動産の相続方法のアドバイスが欲しい。

相続時に不動産を共有するケースが見られます。不公平感が無く良いように思われますが長い目でみると、活用や売却したいといった時に他の共有者と意見が合わないなど、問題化するケースが多いです。後々起こりうる問題を先送りしない為のサポートをいたします。

【最新ニュース】 相続登記が義務化されます！

2024年4月から相続登記が義務化されます。

●相続によって不動産を取得した相続人は、取得を知った時から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

●現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の登録免許税の免税措置が実施されています。

不動産をお持ちの方、この機会に是非ご相談ください。

お問い合わせ・ご予約

【受付時間】 9:00～18:00

フリーダイヤル

0120-351-431

事前予約制

※事前に予約された方を優先いたしますが、当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。

相談員

- 司法書士／武田 一樹 (いつき司法書士事務所)
- 税理士／太田 勇輝 (調布・おた税理士事務所)
- 公認会計士・税理士／菅野 秀樹 (菅野公認会計士事務所)
- 宅地建物取引士／中村 悠樹

シニアライフ相談サロン国分寺